
プロジェクト パーシャルスピノフの会計処理

項目 これまでの経緯と基準開発の範囲

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2023 年 3 月 22 日に開催された第 498 回企業会計基準委員会において新規テーマとして取り上げることとされた「パーシャルスピノフの会計処理」について、これまでの経緯と企業会計基準諮問会議事務局から示された会計処理に関する論点をご説明するとともに、本プロジェクトにおける基準開発の範囲についてご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

第 47 回企業会計基準諮問会議（2023 年 3 月 1 日開催）

2. 2023 年 3 月 1 日に開催された第 47 回企業会計基準諮問会議において、「パーシャルスピノフの会計処理」について、経済産業省より新規テーマの提案がなされた。
3. 提案内容は、令和 5 年度税制改正¹において、スピノフ実施法人に一部持分を残す（発行済株式総数の 20%未満）スピノフについて、一定の要件を満たせば課税を対象外とする特例措置が設けられる予定であり、会計上の取扱いにおいても、税務と整合する形で、配当財産の適正な帳簿価額をもって会計処理する方向で現行の取扱いを修正すべきかを検討するものである²。
4. 前項の新規テーマの提案を受け、企業会計基準諮問会議事務局による検討の結果が報告された。検討の結果は以下のとおりであった。
 - (1) スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフについては、今後、取引が広がり広範な影響が生じる可能性があることを考慮すると、基準開発についての一定のニーズがあると考えられる。また、予定どおり改正税法が施行された場合、取引が早期に生じる可能性があるため、適時な基準開発に対するニーズもあると考えられる。この点、本テーマに関する主たる論点は特定されているものと考えられる。
 - (2) また、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフという限られた範囲のテ

¹ 別紙 1 参照。

² テーマ提案書の内容は、審議事項(3)-2 参考資料 参照。

ーマに関する論点（派生論点を含む。）のみを取り扱うことに加え、その中で投資の継続か、投資の清算かという規準に照らして連結財務諸表及び個別財務諸表上の取扱いを検討することになると考えられ、会計上の取扱いを整理するための軸も明らかであることから、基準開発を要する場合、適時に開発を進めることが可能であると考えられる。そのため、企業会計基準委員会の新規テーマとして提言してはどうか。

5. 前項に記載した検討の結果を踏まえて審議が行われた。審議の結果、企業会計基準委員会に対して審議テーマの提言を行うことのコンセンサスが得られたと判断されたため、本件を新規テーマとして提言することとなった。

第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）及び第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）

6. 2023 年 3 月 8 日に開催された第 497 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議から新規テーマの提言が行われ、2023 年 3 月 22 日に開催された第 498 回企業会計基準委員会において、当該提言の審議が行われた。審議の結果、企業会計基準委員会の新規テーマとすることとなった。
7. また、スピノフの会計処理の検討に際しては、企業結合や事業分離に関する会計基準における既存の取扱いとの整合性を検討することを要されると考えられるため、企業結合専門委員会において対応することとなった。

III. 検討の対象とすべき会計処理に関する論点

会計処理に関する企業会計基準諮問会議の事務局の分析と示された論点

8. 第 47 回企業会計基準諮問会議においては、企業会計基準諮問会議事務局からの新規テーマの分析とともに会計上の論点について示された。
9. 企業会計基準諮問会議事務局は、経済産業省がテーマ提案において焦点を当てている税制適格となる「スピノフ実施会社に一部持分を残す（発行済株式総数の 20%未満）スピノフ」であるパーシャルスピノフのみならず、税制適格となるか否かにかかわらずスピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフ全般について分析の対象としている。
10. また、企業会計基準諮問会議事務局は、テーマ提案において検討の対象とされているスピノフ実施会社の個別財務諸表上の取扱いのみならず、それから派生するスピノフ実施会社の連結財務諸表上の取扱い、及びスピノフ実施会社の株主の個別財務諸表上

及び連結財務諸表上の取扱いについても分析の対象としている。

11. 企業会計基準諮問会議事務局の示した論点の要約は、次のとおりである³。

論点①：スピンオフ実施会社に一部の持分を残す株式分配（按分型）において、スピンオフ実施会社は配当財産の適正な帳簿価額をもって資本を減額すべきか

論点②：子会社株式を分配し支配を喪失した場合、スピンオフ実施会社は連結上、持分変動による差額を損益に計上すべきか、利益剰余金の増減とすべきか

論点③：関連会社をスピンオフ実施会社とする株式分配（按分型）により、スピンオフ対象会社がスピンオフ実施会社の株主の子会社や関連会社以外となる場合（関連会社株式からその他有価証券）、スピンオフ実施会社の株主は、個別財務諸表上、スピンオフ対象会社の株式を時価で測定し、損益を計上すべきか

論点④：関連会社をスピンオフ実施会社とする株式分配（按分型）により、スピンオフ対象会社がスピンオフ実施会社の株主の子会社や関連会社以外となる場合（関連会社株式からその他有価証券）、スピンオフ実施会社の株主は、連結財務諸表上、持分変動による差額を損益に計上すべきか、利益剰余金の増減とすべきか

論点⑤：中間型分割（按分型）の取扱いを定めるべきか、定める場合、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（按分型）と同様の取扱いとすべきか

12. 前項に記載した企業会計基準諮問会議事務局の示した論点について、関連する主な基準との関係等を整理すると以下のとおりになると考えられる。

論点	対象会社	個別／ 連結	関連する主な会計基準	現行の取扱い
①	スピンオフ 実施会社	個別	企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式適用指針」という。）	原則として配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する（自己株式適用指針第10項）
②	スピンオフ 実施会社	連結	日本公認会計士協会会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」	分配した場合に関する明確な規定はない

³ 企業会計基準諮問会議事務局の示した各論点の具体的な内容は、審議事項(3)-2 参考資料 参照。

③	スピノフ 実施会社の 株主	個別	企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(以下「事業分離等会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下「結合分離適用指針」という。)	結合後企業が子会社や関連会社以外となる場合には、もはや投資は継続していないものとみて、原則として、交換損益を認識する(事業分離等会計基準第41項、結合分離適用指針第278項)
④	スピノフ 実施会社の 株主	連結	同上	持分変動による差額の会計処理に関する明確な規定はない
⑤	スピノフ 実施会社	個別	自己株式適用指針	原則として配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)を減額する(自己株式適用指針第10項)

IV. 基準開発の範囲

基準開発の範囲に関する ASBJ 事務局の分析

13. パーシャルスピノフに関する税制改正は、2023年度末までの時限的なものであり、2023年4月以降取引が早期に発生する可能性があることを考慮すると、早期の基準開発を要することが考えられる。一方、様々な局面において利害関係者が迷うことなく会計処理を行うことができるように、考えられる論点についてできるだけ網羅的に対応した基準を開発すべきというニーズがあり得る。この両者の考え方はトレードオフの関係にあると考えられる。
14. このトレードオフ関係を踏まえた場合、各論点の優先度に基づいて今回の基準開発において対応する範囲を決定することが考えられる。そのため、次項以降において会計処理に関する論点①から⑤について、優先度を分析する。
15. まず論点①と論点②は、次の理由から他に先んじて優先的に検討すべきと考えられる。
 - (1) 今回のパーシャルスピノフに関する税制改正は、株式分配(のうち適用要件を満たす取引)を対象としており、論点①はテーマ提案に直接関連する論点であること

(2) スピンオフ実施会社が連結財務諸表作成会社である場合、論点①の対象となる取引を実施すれば、通常論点②の検討も要するため、論点②における会計上の取扱いを明確化することに対する関係者のニーズは高いことが考えられること

16. 次に会計処理に関する論点③と論点④は、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配のうち、スピンオフ実施会社の株主にとってスピンオフ実施会社が子会社又は関連会社であったが、スピンオフ実施後、スピンオフ対象会社が子会社及び関連会社でなくなった（スピンオフ対象会社の株式がその他有価証券に分類される）場合に限定される論点であり、論点①と論点②に比べて優先度は低いものと考えられる。
17. また、会計処理に関する論点⑤については、今回のパーシャルスピンオフに関する税制改正の対象外の取引であり、これも論点①と論点②に比べて優先度は低いものと考えられる。

基準開発の範囲に関する ASBJ 事務局の提案

18. 本資料第 15 項から第 17 項までの分析を踏まえ、また、パーシャルスピンオフに係る改正税制が時限的なものであることを勘案すると、今回の基準開発において論点①と論点②を優先すべき論点として取り扱い、これらに対応するように基準開発を行うこととしてはどうか。その場合、その他の論点は、今後対象取引が増加するなどにより、関係者からの基準開発のニーズが高まった段階で検討し、必要に応じて基準開発を行うこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

- (1) 企業会計基準諮問会議からの提言の内容についてご不明な点があれば、ご質問をいただきたい。
- (2) 本資料第 8 項から第 12 項に記載した検討の対象とすべき会計処理に関する論点について、ご意見を伺いたい。
- (3) 本資料第 18 項に記載した基準開発の範囲に関する ASBJ 事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

別紙1 令和5年度税制改正に関連する税法上の規定

(令和5年度税制改正大綱(P65~66抜粋)) (下線は事務局)

4 その他の租税特別措置等

(国税)

[新設]

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする(所得税についても同様とする)。

- (1) その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。
- (2) その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。
- (3) 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。
- (4) 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと。
- (5) その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと。

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)) (下線は事務局)

(認定株式分配に係る課税の特例)

第六十八条の二の二 産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた法人が行う法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配が認定株式分配(当該認定に係る産業競争力強化法第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つてする同法第三十一条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。)に該当する場合(この項の規定を適用しないものとした場合に当該認定株式分配が法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配に該当する場合を除く。)における同法その他の法令の規定の適用については、同条第十二号の十五の二中「の全部が移転する」とあるのは「が移転する」と、同条第十二号の十五の三中「完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの(当該」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の二の二第一項(認定株式分配に係る課税の特例)に規定する認定株式分配で当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数(出資にあつては、金額)の当該完全子法人の発行済株式等の

総数又は総額のうちを占める割合が百分の二十未満となることその他の政令で定める要件に該当するもの（当該完全子法人の」とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における法人税法その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【参考】（法人税法（昭和40年法律第34号）） （下線は事務局）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二の十五 （略）

十二の十五の二 株式分配 現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（次号において「完全子法人」という。）の当該発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配により当該発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における当該現物分配を除く。）をいう。

十二の十五の三 適格株式分配 完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの（当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちを占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

以 上

別紙2 関連する会計基準等の規定の抜粋

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針)

現物配当を行う会社の会計処理

10. 配当財産が金銭以外の財産である場合、配当の効力発生日（会社法第454条第1項第3号）における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発生日の属する期の損益として、配当財産の種類等に応じた表示区分に計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する。

ただし、以下の場合には、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する。

- (1) 分割型の会社分割（按分型）
- (2) 保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）する場合
- (3) 企業集団内の企業へ配当する場合
- (4) 市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合

なお、減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従うこととする。

金銭以外の財産をもって自己株式を取得した場合や現物配当を行う場合の会計処理

38. 本適用指針では、自己株式の取得の対価が金銭以外の財産となる場合の会計処理も示している（第7項から第9項参照）。当該取引は、自己株式の取得（株主資本の減少）と現物資産の減少（資産の減少）であり、現物配当も同様の経済効果を有する。本適用指針では、両者の会計処理の整合性を図るよう現物配当を行う会社の会計処理についても示している（第10項参照）。

一般に、金銭以外の財産をもって会社を清算した場合、投資の回収の結果を示すよう分配前に清算損益を計上することが適切である。このため、金銭以外の財産をもって配当した場合や金銭以外の財産をもって自己株式を取得した場合も同様に、原則として、分配前に損益を計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することが適切であると考えられる。これは、株主との取引であっても、通常、時価を基礎として当該取引が行われているものと考えられることとも整合的である。

しかしながら、事業分離日に生じた分割承継会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合（分割型の会社分割（按分型））には、従来、人的分割と言われていたように、分割会社自体が単に分かれただけであるという見方が一般的であり、また、事業分離日ではなくても、保有している子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合も同様の見方が可能であることから、損益を計上しないことが適切であると考えられる。さらに、企業集団内の企業へ配当する場合には、企業結合における共通支配下の取引に準じて（第36項参照）、また、市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合にも、損益を計上しないことが適切である

と考えた。したがって、本適用指針では、国際的な調和も勘案し、このような場合には、配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額し、損益を計上しないものとした。

以 上